

令和7年第3回奥州市議会定例会付議事件

(令和7年8月29日)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第1号 奥州市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

議案第2号 奥州市污水处理施設条例等の一部改正について

議案第3号 奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第4号 奥州湖交流館条例の一部改正について

議案第5号 奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第6号 奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第7号 奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

議案第8号 水沢都市計画事業横町地区土地区画整理事業施行条例の廃止について

議案第9号 字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

議案第10号 奥州市文化会館受変電設備改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第11号 広表工業団地造成工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第12号 戸籍総合システムのリース契約の一部解約に係る損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて

- 議案第13号 令和7年度奥州市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第14号 令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 令和7年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第17号 令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 令和7年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 令和7年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和6年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第21号 令和6年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第22号 令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第23号 令和6年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第24号 令和6年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第25号 令和6年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第26号 令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第27号 令和6年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第28号 令和6年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第29号 令和6年度奥州市病院事業会計決算認定について
- 報告第1号 議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

- 報告第 2 号 令和 6 年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費精算報告書の
報告について
- 報告第 3 号 令和 6 年度奥州市健全化判断比率及び令和 6 年度奥州市資金不足
比率の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 小野寺 幸子
生年月日 （略）

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の小野寺幸子氏は、令和7年9月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 桐山 信男
生年月日 （略）

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の桐山信男氏は、令和7年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐々木 孝義
生年月日 （略）

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の鈴木弘行氏は、令和7年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 小澤 昌子
生年月日 （略）

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の小澤昌子氏は、令和7年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 千田 勉
生年月日 （略）

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の千田勉氏は、令和7年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

奥州市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

奥州市職員の育児休業等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、当市の部分休業制度を拡充することにより、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市職員の育児休業等に関する条例（平成18年奥州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条中「奥州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に改める。

第16条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加え、「とする。」を削る。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第17条第2項中「奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間等条例」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（部分休業の請求の申出に係る1年の期間）

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（第2号部分休業の上限時間）

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（部分休業の請求の内容を変更することができる特別の事情）

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第19条において「第3項変更」という。）をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条中「部分休業」を「第1号部分休業又は第2号部分休業」に改める。

第19条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年奥州市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（2時間）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間）」に改める。

（奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年奥州市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「一部（2時間）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の奥州市職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 2 号

奥州市汚水処理施設条例等の一部改正について

奥州市汚水処理施設条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市長が指定する事業者等以外に実施することができない排水設備等及び給水装置の工事について、災害その他非常の場合に限り、他の市町村長が指定した事業者等においても当該工事を行わせることを可能とすることにより、復旧に対応する事業者を確保し、もって排水設備等及び給水装置の早期復旧を図るため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市污水处理施設条例等の一部を改正する条例

(奥州市污水处理施設条例の一部改正)

第1条 奥州市污水处理施設条例（平成18年奥州市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が排水設備工事を行う者として指定した者が排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(奥州市営浄化槽条例の一部改正)

第2条 奥州市営浄化槽条例（平成18年奥州市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が排水設備工事を行う者として指定した者が排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(奥州市下水道条例の一部改正)

第3条 奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が排水設備工事を行う者として指定した者が排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(奥州市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 奥州市農業集落排水施設条例（平成18年奥州市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長が排水設備工事を行う者として指定した者が排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(奥州市水道事業給水条例の一部改正)

第5条 奥州市水道事業給水条例（平成18年奥州市条例第300号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の規定に基づき指定した者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

消防団員の定員を消防団各分団における団員の必要数に応じて改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年奥州市条例第324号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定数」を「定員」に、「1,900人以内」を「1,600人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

奥州湖交流館条例の一部改正について

奥州湖交流館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州湖周辺エリア活用整備構想に基づき、奥州湖交流館の施設にアウトドアツーリズムの拠点、カヌー競技のトレーニングセンター等としての機能を加えることにより、奥州湖周辺エリアの観光及びスポーツの振興を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州湖交流館条例の一部を改正する条例

奥州湖交流館条例（平成26年奥州市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「胆沢扇状地の自然、歴史及び文化を知ることのできる場並びに市民等の体験活動及び交流」を「奥州湖周辺エリアの観光及びスポーツの振興を図るとともに、市民等の体験活動、交流及び健康増進」に改める。

第4条を次のように改める。

（休館日）

第4条 交流館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 4月1日から11月30日まで 水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって、当該休日に最も近い土曜日、日曜日及び休日でない日

(2) 12月1日から翌年の3月31日まで 次のいずれかの日

ア 月曜日から金曜日までの日（休日を除く。）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

第6条中「の会議室」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条、第9条関係）

使用区分		単位	基本使用料	付加使用料	
				冷房	暖房
会議室		1時間当たり	400円	200円	200円
トレーニング エリア	児童及び 生徒	1人につき1 日当たり	110円		
	一般	1人につき1 日当たり	330円		

別表備考第1号中「基本使用料及び付加使用料は、1時間当たりの単価とし、」を「会議室の」に改め、同表備考第4号を同表備考第6号とし、同表備考第3号中「備考2」を「備考4」に改め、同号を同表備考第5号とし、同表備考第2号中「有する者が」の次に「会議室を」を加え、同号を同表備考第4号とし、同表備考第1号の次に次の2号を加える。

2 「トレーニングエリア」とは、トレーニングルーム、更衣室及びシャワールームをいう。

3 トレーニングエリアの更衣室のみを使用する場合の基本使用料は、1人につき1日当たり110円とする。

別表備考に次の1号を加える。

7 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市総合水沢病院において病床数の適正化を進め、効率的な医療提供体制の確保を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市病院事業の設置等に関する条例（平成27年奥州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表奥州市総合水沢病院の項中「145床」を「135床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を
別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国が定める地域包括支援センターの設置運営に関する通知の一部改正に伴い、こ
れに準じて定める市の基準を改めるため、本件条例を一部改正しようとするもので
ある。

奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年奥州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修」を「主任介護支援専門員研修（省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項第1号中「ある看護師」の次に「であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者 次のいずれかに該当する者

ア 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ 厚生労働省が定める育成計画を作成している地域包括支援センターにおいて現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であり、かつ、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正について

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市が独自に個人番号を利用する事務において、庁内連携を行うことができる特定個人情報を追加することにより、市民の事務手続上の負担の軽減を図るため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する
条例の一部を改正する条例

奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
(平成27年奥州市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)」を加える。

第3条第2項中「(同表4の項を除く。)」を削る。

別表1の項中「

」を

「 <table border="1" data-bbox="204 651 1173 1099">地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別障害給付金関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</table>	に改め、同表
--	--------

2の項中「

」を

「 <table border="1" data-bbox="204 1144 1173 1447">地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</table>	に改め、同表
--	--------

3の項中「

」を

「 <table border="1" data-bbox="204 1491 1173 1740">地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</table>	に改める。
--	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

水沢都市計画事業横町地区土地区画整理事業施行条例の廃止について

水沢都市計画事業横町地区土地区画整理事業施行条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

土地区画整理法に基づき市が施行した水沢横町地区の土地区画整理事業が令和 2 年度をもって完了したことから、本件条例を廃止しようとするものである。

水沢都市計画事業横町地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例
水沢都市計画事業横町地区土地区画整理事業施行条例（平成18年奥州市条例第
279号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

別紙のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

経営体育成基盤整備事業梁川西部地区の施工に伴い、土地の区画及び形状が変更され、従来の字の区域が区画上合理性を欠くこととなったため、字の区域を変更しようとするものである。

字区域変更調書

1 奥州市江刺梁川字中宿に編入する区域

- (1) 奥州市江刺梁川字日ノ神144の1の一部、145の一部、146の一部、149の一部、151の一部、152の1の一部、152の4の一部、154の一部、155の2の一部、159の一部、176の1の一部、176の3の一部、230、231、232の一部、233の一部、240の一部、252の一部、255の2の一部、258の1の一部、300の一部、301の一部、714の一部、715の一部、819の一部、820、822
- (2) 奥州市江刺梁川字中宿215、218、219、221、465の1に隣接する道路である公有地の全部
- (3) 奥州市江刺梁川字日ノ神714、715に隣接介在する道路である公有地の全部
- (4) 奥州市江刺梁川字道合460の1の一部、461の一部、462の一部、463の一部、464の一部、465の一部、466の一部、467の一部、468の一部、473の一部、512の一部、514の一部、527の一部

2 奥州市江刺梁川字日ノ神に編入する区域

奥州市江刺梁川字中宿215の一部、222の一部、223の一部、224の一部、225の一部、459の一部、460の一部、465の1の一部

3 奥州市江刺梁川字道合に編入する区域

- (1) 奥州市江刺梁川字中宿24の1の一部、53の一部、441の一部
- (2) 奥州市江刺梁川字中宿53に隣接する道路である公有地の全部
- (3) 奥州市江刺梁川字中宿441に隣接する道路である公有地の全部
- (4) 奥州市江刺梁川字道合468に隣接する道路である公有地の一部

議案第10号

奥州市文化会館受変電設備改修工事の請負契約の締結に関し議決を求める
ことについて

奥州市文化会館受変電設備改修工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名
奥州市文化会館受変電設備改修工事
- 2 工事場所
奥州市水沢佐倉河字石橋地内
- 3 契約金額
456,500,000円
- 4 請負者
住所 岩手県奥州市水沢真城字北下田70番地2
氏名 （株）電友社・岩手信号防災（株）特定市営建設工事共同企業体
構成員（代表者）
株式会社電友社
代表取締役社長 後藤 竜嘉
構成員
岩手信号防災株式会社
代表取締役 境 正志

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市文化会館受変電設備改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第11号

広表工業団地造成工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

令和7年3月19日に変更契約の専決処分をし、同月27日に議会に報告をした広表工業団地造成工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

広表工業団地造成工事

2 請負者

住所 岩手県奥州市水沢台町3番35号

氏名 板谷建設（株）・丸協建設（株）特定市営建設工事共同企業体

構成員（代表者）

板谷建設株式会社

代表取締役社長 関口 聡

構成員

丸協建設株式会社

代表取締役 三浦 國彦

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	342,811,700円	369,870,600円

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

広表工業団地造成工事の請負変更契約を締結しようとするものである。

議案第12号

戸籍総合システムのリース契約の一部解約に係る損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて

戸籍総合システムのリース契約の一部解約に関し、次のとおり損害賠償の額を決定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の相手方

住所 東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトビル

氏名 東京センチュリー株式会社 代表取締役社長 藤原 弘治

2 損害賠償の額

2,900,304円

3 損害賠償の原因

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）等に基づき、地方公共団体は、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされたことから、対象システムの1つである戸籍・戸籍附票システムをクラウド環境に移行することとし、これにより不要となる一部の機器のリース契約を解約することによる。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

戸籍総合システムのリース契約の一部解約に関し、損害賠償の額を決定しようとするものである。

議案第13号

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第14号

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第15号

令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第16号

令和7年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第17号

令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第18号

令和7年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第19号

令和7年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）

令和7年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第20号

令和6年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について

令和6年度奥州市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第21号

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第22号

令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第23号

令和6年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第24号

令和6年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第25号

令和6年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第26号

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第27号

令和6年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和6年度奥州市水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第28号

令和6年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和6年度奥州市下水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第29号

令和6年度奥州市病院事業会計決算認定について

令和6年度奥州市病院事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第1号

議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月29日に議会の議決を経た水沢中学校校舎等改築電気設備工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

1 工事名

水沢中学校校舎等改築電気設備工事

2 請負者

住所 岩手県奥州市水沢姉体町字大内田前53番地1

氏名 協栄電工（株）・（有）エンドー電設・（株）水沢電気工事特定市営
建設工事共同企業体

構成員（代表者）

協栄電工株式会社

代表取締役 千田 新一

構成員

有限会社エンドー電設

代表取締役 遠藤 和幸

構成員

株式会社水沢電気工事

代表取締役 和川 洋行

3 変更の内容

項 目	変更前	変更後
契約金額	482,900,000円	485,067,000円

令和7年8月4日

奥州市長 倉 成 淳

報告第 2 号

令和 6 年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により、令和 6 年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費精算報告書について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

奥州市長 倉 成 淳

令和 6 年度奥州市工業団地整備事業特別会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実 績					比 較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他	
1 工業団地 整 備 費	1 工業団地 整 備 費	(仮称) 袖 山工業団地 整備事業	令和 4 年度	円 1,533,586,000	円 1,533,300,000	円 286,000	円 856,385,247	円 856,200,000	円 185,247	円 677,200,753	円 677,100,000	円 100,753	円 △ 434,136,000	円 △ 645,000,000	円 210,864,000	円 1,353		
			令和 5 年度	800,000,000		800,000,000	1,234,136,000	645,000,000	589,136,000	△ 434,136,000	△ 645,000,000	210,864,000						
			令和 6 年度	902,919,000		902,919,000	1,145,982,400	32,100,000	1,113,882,400	△ 243,063,400	△ 32,100,000	△ 210,963,400						
			計	3,236,505,000	1,533,300,000	1,703,205,000	3,236,503,647	1,533,300,000	1,703,203,647	1,353		1,353						

令和 7 年 8 月 29 日提出

岩手県奥州市長 倉 成 淳

報告第3号

令和6年度奥州市健全化判断比率及び令和6年度奥州市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度奥州市健全化判断比率及び令和6年度奥州市資金不足比率を次のとおり報告する。

1 令和6年度奥州市健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.2	28.1
早期健全化基準	11.60	16.60	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 令和6年度奥州市資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	20.0
奥州市下水道事業会計	—	20.0
奥州市病院事業会計	—	20.0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	20.0
奥州市工業団地整備事業特別会計	—	20.0

令和7年8月29日提出

奥州市長 倉 成 淳